

東京都公報

発行
東京都

目次

- 建築基準法による意見の聴取……………一
- ……（都市整備局市街地建築部調整課）……………一
- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………一
- ……（環境局総務部環境政策課）……………一
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定……………二
- ……（福祉保健局健康安全全部健康安全課）……………二
- 告 示（海区漁調）……………三
- 東京海区におけるかご漁業の制限……………三
- 規 程（下水）……………三
- 東京都下水道局会計事務規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都下水道局固定資産事務規程の一部を改正する規程……………四
- 公 告……………四
- 軽油引取税に係る免税証の無効……………四
- ……（主税局課税部課税指導課）……………四
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………四
- ……（同）……………四
- 再開発等促進区を定める地区計画の原案……………四
- ……（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）……………四
- 開発行為に関する工事完了……………四

告 示

●東京都告示第五百一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第五項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和元年九月二十五日
東京都知事 小 池 百合子

- 一 公聴会を行う日時 令和元年十月三日（木曜日）午後二時から
- 二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎三階都市整備局市街地建築部調整課
新宿区西新宿二丁目八番一号
- 三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当（東京都庁第二本庁舎三階）
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三（五三八八）三三三四
- 四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

(一)

建築主名 神奈川県横浜市青葉区あざみ野一丁目二十番地七
四季株式会社

建築敷地 江東区有明二丁目百七番一ほかの各一部
地域地区 第一種住居地域、防火地域及び臨海副都心

等 有明北地区地区計画

申 請 の 概 要

工事種別及び用途	新築劇場
敷地面積	約三、九二五平方メートル
建築面積	約二、五二一平方メートル
延べ面積	約六、三七六平方メートル
構造及び階数	鉄骨造地上四階
高さ	三二・六〇メートル
適用条文	建築基準法第四十八条第五項ただし書

(二)

建築主住所氏名	新宿区西新宿二丁目四番一号住友不動産株式会社
建築敷地	江東区有明二丁目百七番一ほかの各一部
地域地区	第一種住居地域、防火地域及び臨海副都心等
工事種別及び用途	新築自動車車庫及び自転車駐車場
敷地面積	約六、四九三平方メートル
建築面積	約四、〇六八平方メートル
延べ面積	約二六、九二六平方メートル
構造及び階数	鉄骨造地上七階地下一階ほか
高さ	二四・七〇メートルほか
適用条文	建築基準法第四十八条第五項ただし書

●東京都告示第五百二号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九

十六号。以下「条例」という。)第四十条第一項の規定に基づき、(仮称)今井土地区画整理事業について、環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)の提出があったので、条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年九月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

青梅市

青梅市長 浜中 啓一

青梅市東青梅一丁目十一番地の一

二 対象事業の名称及び種類

(仮称)今井土地区画整理事業

土地区画整理事業

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、首都圏中央連絡自動車道青梅インターチェンジに隣接する利便性をいかし、流通業務施設を中心としたまちづくりの推進を目的に、土地区画整理事業により流通業務施設用地、公園・緑地、都市計画道路路等の整備を行うものである。

四 周知地域の範囲

青梅市 今井三丁目、今井三丁目、今井四丁目、今井五丁目、藤橋二丁目、藤橋三丁目及び新町六丁目の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、地形

・地質、水循環、生物・生態系、景観、史跡・文化財及び廃棄物を調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間
令和元年九月二十五日から同年十月四日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 青梅市環境部環境政策課

青梅市東青梅一丁目十一番地の一

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和元年十月十五日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

●東京都告示第五百三三号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項及び第八条の三の規定に基づき、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習であつて通信制で行う研修及び講習(以下「第二型研修等」という。)を次のように指定する。

令和元年九月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 第二型研修等の主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
港区新橋六丁目八番二号

二 受講対象者

都内に所在するクリーニング所に勤務するクリーニング師及び業務従事者のうち次のいずれかに該当する者

(一) へき地離島に居住する者

(二) 聴覚障害等の障害により研修会場等での受講が困難と知事が認めたる者

三 申込受付期間

令和元年十月十五日から同年十二月十三日まで

四 受講料

(一) クリーニング師の研修 五千円
(二) 業務従事者に対する講習 四千五百円

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、東京海区（伊豆諸島海域に限る。）におけるかご漁業（以下「この漁業」という。）については、次のとおり制限する。

令和元年九月二十五日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

（禁止操業）

- 一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。
- (一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業
- (二) 令和二年四月一日から同年十月三十一日までの操業（承認操業）

二 この漁業を操業しようとする者は、東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

(一) 操業区域

この漁業の操業区域は、次の三区域とする。

- ア A区域 大島陸岸から六海里以内の水域
- イ B区域 利島、新島、式根島及び神津島各島陸岸から九海里以内の水域
- ウ C区域 三宅島及び御蔵島陸岸から十海里以内の水域

(二) 承認隻数

この漁業の操業を承認できる隻数は、A区域三隻、

B区域六隻及びC区域四隻を上限とする。

(三) 種類及び大きさの制限

甲幅十二センチメートル以下の「たかあしがに」に

ついては、採捕してはならない。

(四) 使用漁具

この漁業に使用することのできる漁具の規模等は、次のとおりとする。

ア かごの大きさ

高さ 百センチメートル以内

直径又は幅 二百センチメートル以内

イ 持ちかご数 一隻につき二十個以内

ウ 網目 かごの網目の目合四寸目（二・二・二センチメートル）以上

エ 浮標綱（瀬縄）は、ワイヤロープ以外のものを使用する。

(五) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに委員会の交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(六) 漁獲成績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに委員会が別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

(七) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、この漁業に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。（指示の有効期間）

三 この指示の有効期間は、令和元年十一月一日から令和二年十月三十一日までとする。

規 程（下水）

●東京都下水道局管理規程第五号

東京都下水道局会計事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月二十五日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局会計事務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局会計事務規程（昭和四十一年東京都下水道局管理規程第三十号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式の二(表中「さいごひちやん」を「さいごひちやん」に、「おしひちやん」を「おしひちやん」に改め、同様式(裏中「100分の108」を「100分の110」に、「おしひちやん」を「おしひちやん」に、「ならびに」を「及び」に改める。

附 則

1 この規程は、令和元年十月一日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都下水道局会計事務規程別記第三号様式の二の規定は、令和元年十一月一日（以下「基準日」という。）後の汚水の排出に係る同年十二月分の料金から適用し、基準日以前の汚水の排出に係る料金又は同年十二月分の料金から適用し、基準日以前の汚水の排出に係る料金又は同年十一月分として算定する料金については、なお従前の例による。

3 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局会計事務規程別記第三号様式の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都下水道局管理規程第六号

東京都下水道局固定資産事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月二十五日

東京都下水道局長 和賀井 克夫

東京都下水道局固定資産事務規程の一部を改正する規程

正する規程

東京都下水道局固定資産事務規程(昭和四十一年東京都下水道局管理規程第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項第一号(二)中「百分の百八を乗じて得た」を「消費税及び地方消費税の額(以下「消費税相当額」という。)を加算した」に改め、同項第二号から第六号までの規定中「百分の百八を乗じて得た」を「消費税相当額を加算した」に改める。

附則

この規程は、令和元年十月一日から施行する。

公 告

軽油引取税に係る免税証の無効処分について

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の二十一第六項の規定により交付した次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第十六号の十三様式による軽油引取税に係る免税証を、同表下欄の事故発生日以降無効とした。

令和元年九月二十五日

東京都知事 小池 百合子

軽油引取税に係る免税証

免税証の種類	組番号	枚数	被交付者	事故発生日
千リツトル券	〇二〇J	二枚	住 所 氏 名	日
	〇六九六		千代田区 合同会社	令和元年
	五六及び		丸の内一 さま	七月三十
	〇二〇J		丁目八番	
	〇六九六		三号丸の	
	五七		内トラス	
			トタワー	
			本館二十	
			階	
五百リツトル券	〇二〇I	一枚	同右	同日
	〇一五六		同右	
	二八			

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第三百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和元年九月二十五日

東京都知事 小池 百合子

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
谷合 輝夫	西多摩郡檜原村三百九十五番地	令和元年八月一日

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手

続に関する条例(平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。)第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

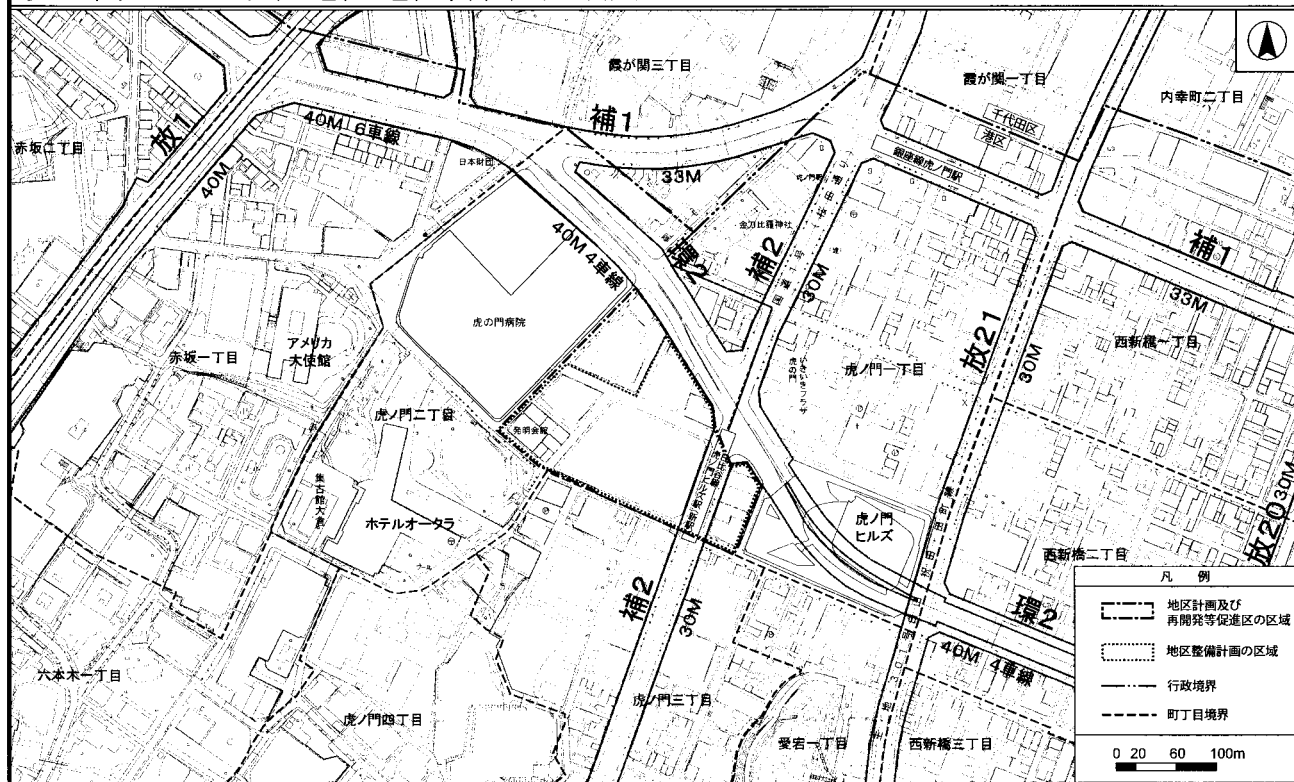
令和元年九月二十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 名称 虎ノ門一・二丁目地区地区計画 変更する区域
- 二 位置 港区虎ノ門二丁目地内
- 三 区域 別図のとおり
- 四 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び港区役所
- 五 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間
- 六 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課

別 図

東京都市計画地区計画
虎ノ門一・二丁目地区地区計画 区域図



この地図は、国土地理院長の承認(平24開公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基交第298号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)31都市基街都第37号、令和元年5月27日

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和元年九月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

国分寺市西町二丁目二十二番
六十七及び同番七十六から同
番八十二まで
立川市錦町六丁目十一番二
十五号
株式会社裕企画
代表取締役 矢澤 俊一

羽村市神明台二丁目七番六
十
福生市加美平三丁目六番地
K's Living株式
会社
代表取締役 東條 幸一

立川市上砂町四丁目四十三番
十一から同番十三まで、同番
十六及び同番三十
立川市西砂町二丁目十四番
地の十一
齋藤 忠夫

東大和市狭山三丁目千三百三
十八番三の一部、千三百四十
一番二及び千三百四十二番一
地十九
株式会社ダイエーコーポレ
ーション
代表取締役 狩野 知史

東大和市中中央一丁目千百三十三
一番一、同番十一、同番十二、
同番十四及び同番二十二
練馬区石神井町二丁目二十
六番十一号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

